

スクール・セクハラの防止に向けて

～子どもたちとの確かな信頼関係を築くために～

平成 1 9 年 7 月

京都市教育委員会

目 次

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
2	教職員の意識改革と行動改革・・・・・・・・	P 1
	(1) 認識	
	(2) 児童生徒との接し方	
3	スクール・セクハラの実例・・・・・・・・	P 2
	(1) 発言によるセクハラ	
	(2) 行動によるセクハラ	
4	わいせつ行為について・・・・・・・・	P 3
	(1) 京都市立学校幼稚園教職員の処分等に関する指針(抜粋)	
	(2) わいせつ行為により懲戒免職となった全国の事例	
5	校内研修の実施・・・・・・・・	P 4
	(1) 研修の実施方法	
	(2) 研修すべき事項	
	・ 児童生徒への指導について	
	・ 児童生徒からスクール・セクハラ相談があった場合の対応について	
6	参 考・・・・・・・・	P 6
	(1) わいせつ行為に係る全国の懲戒処分等の状況について(文部科学省の調査より)	
	(2) 出会い系サイトに関連した犯罪について(警察庁「バーチャル社会のもたらず弊害から子供を守る研究会」報告書より)	
	(3) 児童福祉法(抜粋)	
	(4) 刑法(抜粋)	
	(5) 青少年の健全な育成に関する条例(京都府条例 抜粋)	
	(6) 教育職員免許法(抜粋)	

1 はじめに

「子どもの可能性を信じ、自ら育つ力を大切に、子どもを見守り、褒め、時には叱り、共に成長していくこと（「子どもを共に育む京都市民憲章」より）」が大人一人一人に求められている役割であります。

大人による児童生徒へのセクシュアルハラスメント及びわいせつ行為は、この市民憲章に反するだけでなく、児童生徒の心身に消えることのない傷を残し、その後の成長に避けがたい影響を与えるものであり、決して許されるものではありません。

特に、公教育に携わる教職員による児童生徒へのセクシュアルハラスメント及びわいせつ行為（以下「スクール・セクハラ」という。）は、ときには不登校や精神的な疾患を誘発し、将来にわたる人間不信を生じさせかねないなど、児童生徒に与える影響は深刻であり、断じて許されるものではありません。

とりわけ児童生徒に対してわいせつ行為に及ぶことは、絶対にあってはならないことであり、本市の「京都市立学校幼稚園教職員の処分等に関する指針」においても、「児童生徒に対し、わいせつ行為を行った教職員は免職とする。」と明示しております。

しかしながら、誠に残念なことでありますが、全国における教職員によるスクール・セクハラ及びわいせつ行為による懲戒処分の事案は、この5年間（平成13～17年度）で668件にのぼり、このような行為の防止に向け、万全を期す必要があります。

こうした中、本市から、スクール・セクハラを絶対に生じさせない決意のもと、学校と子ども、保護者、地域、市民の方との確かな信頼関係を築き、子どもたちの確かな「学び」と豊かな「育ち」を実現する教育活動の展開に向け、本マニュアルを作成しました。

2 教職員の意識改革と行動改革

教職員と児童生徒とは、「大人」と「子ども」、「指導する側」と「指導される側」という関係にあります。このため、児童生徒は、拒否しがたく、また、逃れられない状況のもとでスクール・セクハラを受ける場合が多くあります。

また、加害者自らがスクール・セクハラであることに気付かない場合も多いため、教職員一人一人が、以下の事項を参考として、日頃から自らの言動、指導のあり方、子どもとの接し方などを振り返るとともに、「自分の言動で気付くことはないか。」などと他の教職員と相互点検することが大切です。

(1) 認識

「軽い冗談」や「スキンシップ」など、親しさを表すつもりでの行為であったとしても、受け止める側の児童生徒が不快さを感じる場合があることを理解する。

「この程度のことは許容範囲内だ。」「児童生徒と信頼関係が築けている。」などの勝手な憶測・思い込みはしない。

児童生徒に嫌がっている様子が見られなくても、「先生に嫌われるかもしれない。」「先生が怒るかもしれない。」などと考えて意思表示できないだけで、実際は、不快に思い、苦しんでいる場合があることを理解する。

精神的未熟又は情緒不安定などのために児童生徒が教職員に身体的接触を求めてきたり、恋愛感情の表現があった場合に、これを完全に拒否すれば児童生徒との信頼関係が損なわれたり、情緒不安が悪化する恐れがあると考えすることは、自分勝手な思い込みであり、決して応じてはならないことを理解する。

(2) 児童生徒との接し方

宿泊行事や合宿などの際に、室内で児童生徒と2人きりとなる状況は作らない。指導する場合は、廊下やロビーなど公開された場で行うか、複数の教職員が立ち会う。

生徒指導、進路指導などの個別指導を行う際は、「外から部屋の状況がわかるようにする」「密室状態を回避する」「複数の教職員が立ち会う」などのほか、児童生徒との間に机を置くなどして適当な間合いをとる。

安易に学校外（教職員の車の中を含む。）で相談を受けたり、2人きりになる状態で自宅に招くことはしない。

携帯電話の番号やメールアドレスを安易に交換しない。不登校の児童生徒への対応の場合など、交換する必要がある場合は、その必要性を伝え、保護者の了解を得る。

スクール・セクハラが相談室・保健室などで起こるケースが多々あることを踏まえ、に留意するとともに、これらの部屋を使用する場合には、事前に管理職等に声かけをすることを義務付けたり、「使用簿」に記入することなどにして、他の教職員が知らない間に教職員と児童生徒だけで使用する状況にならないようにする。

3 スクール・セクハラの実例

以下には、スクール・セクハラとなる具体例を示しています。万一にもスクール・セクハラにあたる行為を行っていないか、自分自身の日頃の言動を振り返りながら読み進めてください。

(1) 発言によるセクハラ

卑猥な冗談を言ったり、恋人や性的な体験などについて聞く。

スリーサイズなど身体的な特徴について聞く。

生理を理由に授業を休む児童生徒に、月経周期等を必要以上に質問する。

必要以上に電話をし、また、携帯電話などで性的な表現などを使用したメールを送る。

(2) 行動によるセクハラ

児童生徒を膝のうえに乗せて頭・腕などを撫でる。

指導の際に、必要がないのに肩や背中に触れながら話をする。

部活動の指導の際などに、マッサージと称して身体に触れる。また、児童生徒にマッサージをさせる。

胸や局部などをじろじろと見つめる（特に水泳の授業時など）。

運動会、部活などで、記録係でもないのに個人的なビデオ・写真撮影などを行う。

児童生徒の相談に乗るなかで自分に好意を抱いた児童生徒の身体に触れる、キスなどをする。

（特に障害のある児童生徒に対して）抱きかかえる際に、胸を押さえたり、お尻を触る。必要以上に体を密着させる。

4 わいせつ行為について

児童生徒に対するわいせつ行為については、本市の「京都市立学校幼稚園教職員の処分等に関する指針」において、「児童生徒に対し、わいせつ行為を行った教職員は免職とする。」旨、明示し、厳正に対処することとしています。

（１）京都市立学校幼稚園教職員の処分等に関する指針（抜粋）

4 わいせつ行為等・体罰・いじめ

（１）児童生徒に対するわいせつ行為

児童生徒に対し、わいせつ行為を行った教職員は免職とする。

（２）児童生徒以外の者に対するわいせつ行為

ア 18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、若しくは供与することを約束することにより、又は精神的、知的未熟若しくは情緒不安定に乗じて淫行をした教職員は、免職とする。

イ わいせつ行為を行った教職員は、免職又は停職とする。

（注）この基準において、わいせつ行為等とは、わいせつ行為及びセクシュアルハラスメント行為をいう。

「わいせつ行為」とは、強姦、強制わいせつ（13歳以上の者への暴行・脅迫によるわいせつ行為及び13歳未満の者へのわいせつ行為）、公然わいせつ、わいせつ物頒布等、売春・買春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、青少年保護条例等違反、不適切な裸体・下着姿等の撮影（隠し撮り等を含む）、わいせつ目的をもって体に触ること等をいう。

「セクシュアルハラスメント」とは、相手の意に反する性的な言動（わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等）等をいう。

(2) わいせつ行為により懲戒免職となった全国の事例

校種・職名	事 例
小学校 教諭	児童の太ももや胸に触るほか、携帯電話に「大好き」「2人きりで会いたい」といった内容のメールを送った。
小学校 教諭	理科準備室で片付けを手伝っていた児童に目を閉じるよう指示してから唇にキスし、「誰にも言わないで。」と口止めするなどした。当該児童が教室で泣いているのを他の児童が見つけたら、明らかになった。
中学校 教諭	数学ルームで女子生徒の体を触るなどした。 懲役2年6月（執行猶予3年）
中学校 教諭	「居残り補習を行う。」と偽って生徒を校内の一室に呼び出していかがわしい行為をするようになり、ホテルでわいせつな行為をした。 懲役3年（執行猶予5年）
高校 教諭	帰宅が遅くなった女子生徒を自宅に送る途中、車の中でキスしたほか、数回、性的関係を持った。生徒の個人的な悩みの相談に乗るうちに生徒から性的関係を求められ、断りきれなかったという。
高校 教諭	放課後、校内で女子生徒から家庭の悩みの相談を受けた際、約10分間にわたり太ももや胸を触ったり、手や顔にキスをした。
高校 教諭	女子生徒を車で送る途中、人気のない山中で車を止め、マッサージと称して体に触れ、性的な会話をした。
養護学校 教諭	障害のある生徒に対し、校外のカラオケ店で体を触ったことをきっかけに、学校の教室やトイレなどで同じ生徒の体を数十回にわたり触るなどした。

5 校内研修の実施

スクール・セクハラ根絶のためには、まず、教職員の意識改革が必要です。以下のことを参考に、各校・園で、そのための効果的な研修を実施してください。

(1) 研修の実施方法

本マニュアルなどを活用して、スクール・セクハラについての基本的な知識を身に付ける。

身近な新聞記事などから具体的な事例をテーマとして取り上げ、「被害にあった児童生徒の気持ちを考える」「問題点を考え発表しあう」などのことを通して、スクール・セクハラについての認識を深める。

スクール・セクハラのみについての研修を行うだけでなく、人権に関わる研修など、他の研修を行う際に、スクール・セクハラについても話題に取り上げる。

(2) 研修すべき事項

「2 教職員の意識改革と行動改革」で述べた内容はもちろん、次の事項についても研修を実施し、具体的な行動へと移してください。

児童生徒への指導について

児童生徒が大人からのセクハラに遭遇した場合に適切に対応できるよう、次の事項を参考として、児童生徒の発達段階に応じた指導方法・内容について、教職員の共通理解を図ってください。

セクハラとは何かを認識させる。

セクハラに遭った場合、相手に拒否の意思表示をする、性的被害に遭いそうな場合は、その場から逃れるなどの対応力を身に付けさせる。

信頼できる人に相談するよう指導する。児童生徒は「自分も悪いかもしれない。」などと気を遣って自分の感情を抑えることがあるので、少しでも不快さを感じた場合は、遠慮なくすぐに相談するよう指導する。また、教職員になかなか相談できない児童生徒がいることに配慮し、学校以外の相談機関や電話相談の電話番号（例：子ども専用ハートライン 213 - 1100）を児童生徒に伝えておく。

児童生徒からスクール・セクハラ相談があった場合の対応について

被害に遭った児童生徒の救済を最優先に考え、問題を軽く考えたり、先入観を持つことなく、迅速かつ適切に対応することが大切です。また、児童生徒が訴えたために不利益を受けることのないよう十分に配慮します。このため、次のような対応を的確かつ迅速に行えるよう、教職員の共通理解を図ってください。

ア 児童生徒等への対応について

複数で相談にあたり、少なくとも1名は被害を受けた児童・生徒と同性の者が加わる。

児童生徒のプライバシーを守ることができる部屋で話をする。

「話に来てくれてありがとう。」「あなたは悪くないよ。」などの声をかけ、児童生徒が安心して話せる雰囲気を作る。

児童生徒の説明が、前後関係がわかりにくいものであったり、同じ話を何度も繰り返すようなものであっても、児童生徒のペースに合わせ、結論を急がせることなく、話を最後まで聞く。また、「本当なのか。」「その先生はそんなことをする人ではない。」などの児童生徒を疑うような発言や「なぜ逃げなかったのか。」など児童生徒を責めるような発言は決してしない。

教職員が連携し、スクールカウンセラーの活用なども含め、児童生徒に継続して支援を行う。

保護者に対して、十分に説明を行う。

イ 教職員への事実確認等について

児童生徒から相談を受けたり、スクール・セクハラを目撃した場合は、管理職に報告する（管理職は、教育委員会に報告する。）

児童生徒が心理的圧迫を受けないよう、加害者と確定できない段階で

あっても、速やかに加害者と児童生徒を分離する。

加害者とされる教職員に事情を説明し，個人情報管理・徹底を図りつつ，校長を含む複数の教職員で事実確認を行う。必要に応じて第三者からも情報を収集する。

6 参 考

(1) わいせつ行為に係る全国の懲戒処分等の状況について (文部科学省の調査より)

年度	懲戒処分				小計	訓告等	諭旨 免職	総計
	免職	停職	減給	戒告				
平成13年	53	31	10 (4)	6 (10)	100 (14)	11 (79)	11	122 (93)
平成14年	97	39	8 (6)	4 (29)	148 (35)	18 (130)	9	175 (165)
平成15年	107	40	4 (8)	4 (21)	155 (29)	22 (115)	19	196 (144)
平成16年	95	31	10 (6)	5 (28)	141 (34)	16 (123)	11	168 (157)
平成17年	86	28 (1)	6 (7)	4 (13)	124 (21)	14 (101)	4	142 (122)
計	438	169 (1)	38 (31)	23 (101)	668 (133)	81 (548)	54	803 (681)

単位は人。()は，監督責任により懲戒処分等を受けた者の数で外数。

目安として，17年度におけるわいせつ行為の相手方は，約半数が自校の児童生徒である。

(2) 出会い系サイトに関連した犯罪について (警察庁「バーチャル社会のもたらす弊害から子供を守る研究会」報告書より)

出会い系サイトに関連した犯罪の検挙件数は平成17年で1,581件。うち96%で携帯電話を使用。これによって殺人，強姦，児童買春，児童ポルノ，淫行等の被害に遭った18歳未満の子どもは1,061人。平成18年上半期の出会い系サイトに関連した犯罪の検挙件数は909件(17年同期比28.0%増)，被害に遭った子どもは610人(同22.7%増)となっており，大幅に増加。

(3) 児童福祉法(抜粋)

第34条 何人も，次に掲げる行為をしてはならない。

6 児童に淫行をさせる行為

第60条 第34条第1項第6号の規定に違反した者は，10年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し，又はこれを併科する。

(4) 刑法(抜粋)

(強制わいせつ)

第176条 13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

(強姦)

第177条 暴行又は脅迫を用いて13歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、3年以上の有期懲役に処する。13歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。

(準強制わいせつ及び準強姦)

第178条 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をした者は、第176条の例による。

2 女子の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、姦淫した者は、前条の例による。

(5) 青少年の健全な育成に関する条例(京都府条例 抜粋)

(淫行及びわいせつ行為の禁止)

第21条 何人も、青少年に対し、金品その他財産上の利益若しくは職務を供与し、若しくはそれらの供与を約束することにより、又は精神的、知的未熟若しくは情緒的不安定に乗じて、淫行又はわいせつ行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、淫行又はわいせつ行為を教え、又は見せてはならない。

(罰則)

第31条 第21条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(6) 教育職員免許法(抜粋)

(失効)

第10条 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。

一 第5条第1項第3号、第4号 又は第7号に該当するに至ったとき。

二 公立学校の教員であって懲戒免職の処分を受けたとき。

禁錮以上の刑に処せられた者

2 前項の規定により免許状が失効した者は、すみやかに、その免許状を免許管理者(当該免許状を有する者が教育職員である場合にあつてはその者の勤務する学校の所在する都道府県の教育委員会、当該者が教育職員以外の者である場合にあつてはその者の住所地の都道府県の教育委員会をいう。以下同じ。)に返納しなければならない。

